

可茂衛生施設利用組合 新火葬場整備運営事業

落札者決定基準

平成 28 年 4 月 5 日

可茂衛生施設利用組合

目 次

| | |
|---------------------------|---|
| 本書の位置づけ | 1 |
| 第1章 落札者決定の手順..... | 2 |
| 1 落札者決定までの審査手順の概要..... | 2 |
| 2 資格審査 | 3 |
| 3 提案審査 | 3 |
| 4 その他 | 4 |
| 第2章 提案審査における点数化方法..... | 5 |
| 1 提案審査の配点 | 5 |
| 2 加点審査の点数化方法..... | 6 |
| 3 価格審査の点数化方法..... | 6 |
| 別紙1 加点審査における評価項目及び配点..... | 7 |

本書の位置づけ

落札者決定基準は、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、平成 28 年 3 月 24 日に特定事業として選定した「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業」（以下「本事業」という。）についての募集・選定を行うにあたって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

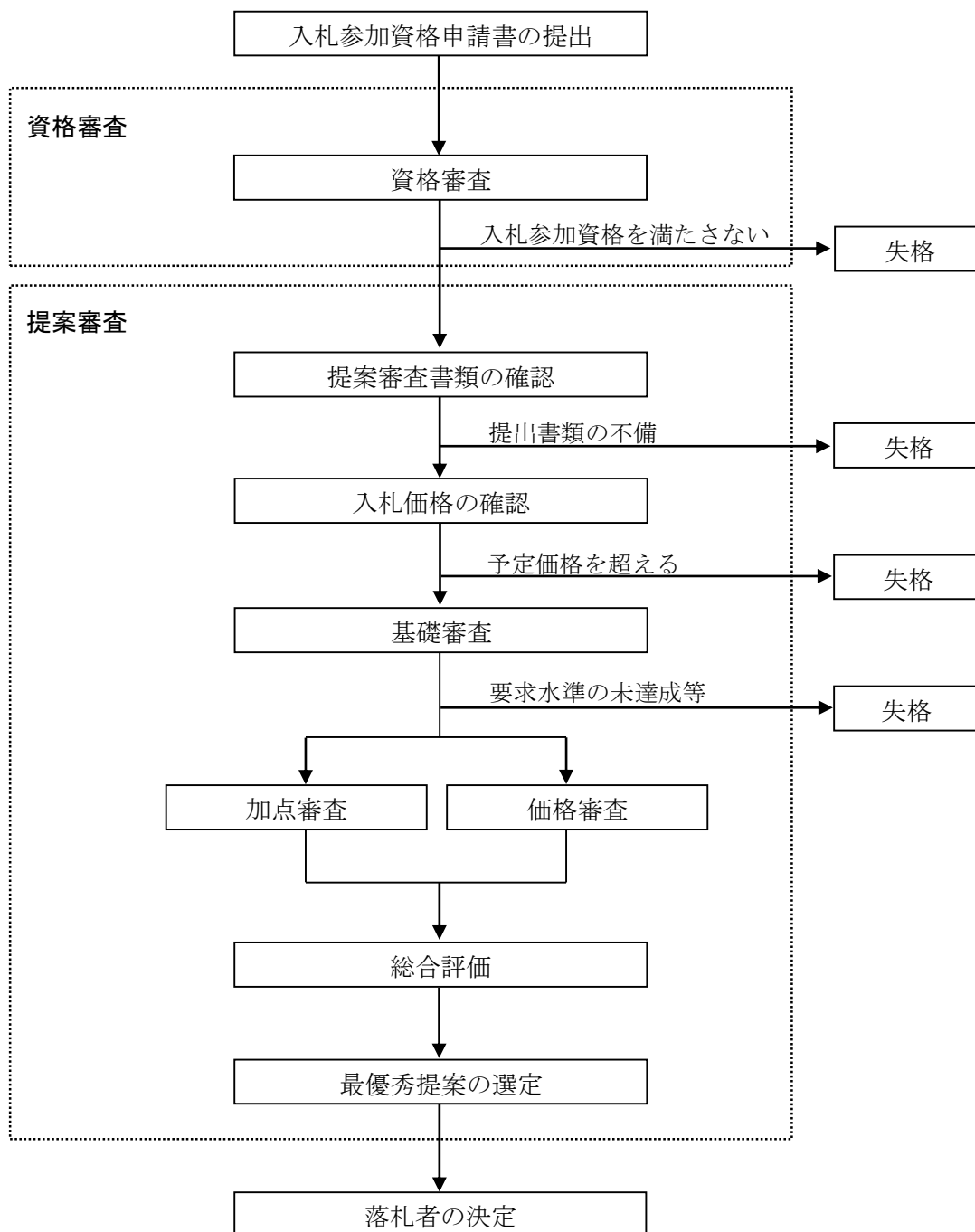
落札者決定基準は、落札者を選定するにあたって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

最優秀提案の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

第1章 落札者決定の手順

1 落札者決定までの審査手順の概要

本事業における事業者の選定は、価格及びその他の条件により落札者を決定する総合評価一般競争入札方式に基づき、次の手順で実施する。



2 資格審査

(1) 入札参加資格審査

組合は、入札参加者から提出される入札参加資格審査に関する書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果を代表企業に対して通知する。入札参加資格を満たさない場合は、失格とする。

3 提案審査

(1) 入札提案書類の確認

組合は、入札参加者に求めた入札提案に関する提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類の不備の場合は、失格とする。

(2) 入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

(3) 基礎審査

選定委員会は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目について1項目でも満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目は、以下のとおりである。

| 審査対象 | 基礎審査項目 | 対応様式 |
|------------------|---|-----------|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> 提案書全体について、同一事項に対する2とおり以上の提案または提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。 | すべて |
| 入札書 | <ul style="list-style-type: none"> 入札書に記載された入札価格が、組合の支払総額の上限価格を超えていないこと。 | 様式 5-1 |
| 設計図書 | <ul style="list-style-type: none"> 各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 | 様式 6～6-13 |
| 設計・建設業務に関する提案書 | | 様式 7～7-13 |
| 維持管理・運営業務に関する提案書 | | 様式 8～8-12 |
| 事業計画に関する提案書 | <ul style="list-style-type: none"> 各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 | 様式 9～9-9 |

| 審査対象 | 基礎審査項目 | 対応様式 |
|------|--|------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担に関し、入札説明書等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。 | |

(4) 加点審査・価格審査

ア 加点審査

選定委員会は、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。

イ 価格審査

選定委員会は、入札参加者から提出された入札書に記載された入札価格について審査を行い、得点を付与する。

(5) 総合評価及び最優秀提案の選定

選定委員会は、加点審査及び価格審査における総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、くじにより選定する。

(6) 落札者の決定

組合は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

4 その他

(1) 選定委員会の意見の扱い

選定委員会においては、入札参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、落札者は、事業者選定後における業務実施の時点で、選定委員会の意見を十分反映して事業を遂行すること。

第 2 章 提案審査における点数化方法

1 提案審査の配点

提案審査は、入札提案書類の確認及び入札価格の確認の後、加点審査及び価格審査の総合評価により実施することとし、その配点及び得点化方法については、組合が本事業に対して民間の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定したものである。

| 審査項目 | 配点 |
|--------------------------|--------------|
| 加点審査 | 70 点 |
| 1 設計・建設に関する事項 (31 点) | |
| (1) 配置計画、動線及び外構計画 | 6 点 |
| (2) 施設整備計画 | 9 点 |
| (3) 火葬炉設備計画 | 6 点 |
| (4) 運営支援設備計画 | 2 点 |
| (5) 環境への配慮 | 2 点 |
| (6) 防災計画 | 3 点 |
| (7) 施工計画 | 3 点 |
| 2 維持管理・運営業務に関する事項 (26 点) | |
| (1) 維持管理体制 | 2 点 |
| (2) 維持管理計画 | 9 点 |
| (3) 運営体制 | 4 点 |
| (4) 運営計画 | 11 点 |
| 3 事業計画に関する事項 (13 点) | |
| (1) 基本方針等 | 4 点 |
| (2) 長期収支の安定性 | 2 点 |
| (3) リスク管理 | 3 点 |
| (4) 地域や社会への貢献 | 4 点 |
| 価格審査 | 30 点 |
| 合計 | 100 点 |

2 加点審査の点数化方法

(1) 加点審査の項目及び配点

加点審査の評価項目及び配点は、別紙1「加点審査における評価項目及び配点」を参照すること。

(2) 評価項目の採点基準

加点審査は、別紙1に示す「評価の視点」ごとに行い、次に示す4段階評価に基づき各選定委員が個別に評価を行い、その平均値を得点として付与する。

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|------------|-------------|
| A | 特に秀でて優れている | 各項目の配点×1.00 |
| B | 秀でて優れている | 各項目の配点×0.75 |
| C | 優れている | 各項目の配点×0.50 |
| D | やや優れている | 各項目の配点×0.25 |

3 価格審査の点数化方法

価格審査については、入札価格を以下の方法で得点化する。

(算定式)

$$\text{入札価格の得点} = \left(\frac{\text{最も低い入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}} \right) \times 30 \text{点}$$

- 入札参加者の中で、最も低い入札価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。
- 他の入札参加者の提案については、最も低い入札価格との比率により算出する。なお、得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

別紙 1 加点審査における評価項目及び配点

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 | 評価のポイント |
|---------------------------|-----------------------------|--|--|
| 1. 設計・建設業務に関する事項 | | 31点 | — |
| (1) 配置計画、動線及び外構計画 (6点) | ア 施設配置計画、外構計画、外観 | 4点 | 会葬者等の利便性やニーズ、動線に配慮した施設配置やアプローチ回りについて、具体的な提案が示されているか。 |
| | | | 造成計画について、周辺地形等を踏まえて、森林開発を最小限としながら、合理的な提案が示されているか。 |
| | | | 排水や地盤対策等の外構整備について、敷地形状、地質条件を踏まえた効果的な提案が示されているか。 |
| | | | 火葬場にふさわしく、周囲の景観と調和した意匠について、効果的な提案が示されているか。 |
| | イ 外部動線計画 | 2点 | 一般会葬者の流れ、動物炉利用者との区分、歩車分離について、利用者の利便性に配慮した適切な提案が示されているか。 |
| | | | 霊柩車、会葬者（障がい者含む）、動物炉利用者、葬祭業者、事業者職員の車両動線や駐車場計画について、動線交差のないよう適切な提案が示されているか。 |
| (2) 施設整備計画 (9点) | ア ゾーニング計画、内部動線計画・ユニバーサルデザイン | 5点 | 会葬者（障がい者含む）に対して、諸室の配置や内部動線が分かりやすく、会葬者のプライバシー、場内の人の流れと快適性に配慮された適切な提案が示されているか。 |
| | | | 各ゾーンの各室の配置、形状、規模について、利便性を考慮した具体的な提案が示されているか。 |
| | | | 管理ゾーンの集約化や、管理動線の確保等、管理がしやすいゾーニング・動線計画について、適切な提案が示されているか。 |
| | イ 厳肅性、快適性、機能性 | 2点 | 厳肅性のある空間構成や内装、仕上げ等の室内意匠について、効果的な提案が示されているか。 |
| | | | 施設からの眺望に配慮するなど、会葬者等の快適性に配慮した施設、設備、備品等について、具体的な提案が示されているか。 |
| | | | 諸室及び各設備の機能性について、適切かつ具体的な提案が示されているか。 |
| ウ 施設及び設備のメンテナンス性 | 2点 | メンテナンスの容易性・経済性・安全性等を考慮した施設や設備について、経年による取り替えも含めた具体的な提案が示されているか。 | |
| | | 耐用年数を踏まえた材料の選択や施設保全を考慮した設計について、具体的な提案が示されているか。 | |

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 | 評価のポイント |
|----------------------|-----------------------|----|--|
| (3) 火葬炉設備計画 (6点) | ア 火葬炉の性能 | 2点 | 主燃焼炉の燃焼効率、再燃焼炉のばい煙・臭気の除去に必要な滞留時間、燃焼温度及び燃焼効率について、効果的な提案が示されているか。 |
| | | | 高温ガスの処理や集塵装置など、有害物質や臭気の除去について、目標値に関して適切な提案が示されているか。 |
| | イ 運転操作性、維持管理性、更新性等 | 2点 | 火葬炉の構造・配置計画について、維持管理等に配慮した効果的な提案が示されているか。 火葬炉機器の仕様や配置について、将来のオーバーホールや他メーカーでの更新を踏まえた適切な提案が示されているか。 |
| (4) 運営支援設備計画 (2点) | ウ 安全対策、非常時の対応 | 2点 | 火葬炉運転職員に対する安全対策について、エマージェンシー回路や炉内温度の調整、火葬が継続できるシステム等効果的な提案が示されているか。 |
| | | | 停電時の火葬炉制御システムのバックアップ等について、適切な提案が示されているか。 |
| | | | 停電等故障時の排気手段について、環境基準を満足するための適切な提案が示されているか。 |
| (5) 環境への配慮 (2点) | ア システムの性能 | 2点 | 受付システムの構築の提案がなされているか、また、組合との連携が図られているか。 |
| | | | 利用者及び管理者の利便性、情報管理の安全性に配慮した具体的かつ効果的な提案が示されているか。 |
| | | | 故障時・非常時の対応方法について、具体的な提案が示されているか。 |
| (6) 防災計画 (3点) | ア 省エネルギー、環境負荷低減 | 2点 | 施設のライフサイクルコスト低減を踏まえた環境負荷軽減方策について、具体的な提案が示されているか。 |
| | | | 電灯や換気設備等の省エネルギー設備について、効果的な提案が示されているか。 |
| (7) 施工計画 (3点) | ア 災害時に対応可能な施設 | 3点 | 大規模災害時に稼働する設備について、適切な提案が示されているか。 |
| | | | 発電設備の能力について、適切な提案が示されているか。また、発電容量、燃料備蓄量など発電設備能力の具体的な算定根拠が示されているか。 |
| | | | 外壁、天井、設備等の耐震対策について、適切な提案が示されているか。 |
| | | | 災害時における避難経路について、適切な提案が示されているか。 |
| (8) 施工計画 (3点) | ア 施工計画、施工方法、工事中の配慮事項等 | 3点 | 造成計画や擁壁について、集中豪雨への対応や、耐久性等について、適切な提案が示されているか。 |
| | | | 工程管理・工法について、経済性・効率性に配慮した適切かつ具体的な提案が示されているか。 |

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 | 評価のポイント |
|--------------------|-------------------------------|-----|---|
| | | | <p>工事期間中において、安全性の配慮など具体的な提案が示されているか。</p> <p>工事中の既存斎場の利用者等に対して、騒音、振動等への配慮がなされているか。</p> |
| 2. 維持管理・運営業務に関する事項 | | 26点 | — |
| (1) 維持管理体制 (2点) | ア 実施体制、人員配置等 | 2点 | 維持管理業務の配置人数や経験・資格等を有する人材の確保について、適切かつ具体的な提案が示されているか。 |
| (2) 維持管理計画 (9点) | ア 個別業務（火葬炉以外）の提案 | 4点 | <p>個別業務の内容（項目、頻度、水準等）について、良好な施設水準を保つための具体的な提案が示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理 ・建築設備保守管理 ・清掃 ・植栽・外構・緩衝緑地維持管理 ・警備 ・環境衛生管理 ・備品等管理 ・残骨灰・集じん灰の管理、処理 |
| | イ 火葬炉の維持管理計画 | 2点 | <p>火葬炉の維持管理の内容について、良好な施設水準を保つための具体的な提案が示されているか。</p> <p>異常時について、排ガスへの速やかな対応などの具体的な提案が示されているか。</p> <p>排ガス類の目標レベルを維持する具体的な提案が示されているか。</p> |
| | ウ 施設の長寿命化、大規模修繕、長期の修繕計画や引渡し方法 | 3点 | <p>予防保全、計画修繕に基づいた点検・保守、修繕計画について、具体的な提案が示されているか。</p> <p>事業期間後まで考慮した長期の修繕計画について、具体的かつ妥当性のある提案が示されているか。</p> <p>事業期間終了時の引き渡しにおいて、事業期間終了時から2年以内の大規模修繕又は更新が発生しないような状態とするための、具体的な提案が示されているか。</p> <p>事業終了時の円滑な業務引継ぎの方策について、具体的な提案が示されているか。</p> |
| (3) 運営体制 (4点) | ア 実施体制、人員配置等 | 4点 | <p>運営業務の配置人数や経験・資格等を有する人材の確保について、適切かつ具体的な提案が示されているか。</p> <p>火葬集中時の勤務体制について、適切な提案が示されているか。</p> <p>非常時において、業務時間の延長等の対応を行う体制や火葬ダイヤグラムについて、妥当性のある提案が示されているか。</p> |

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 | 評価のポイント |
|--------------------------|------------------------------|-----|--|
| (4) 運営計画 (11点) | ア 個別業務の提案 | 4点 | 個別業務の内容について、サービス向上のための具体的な提案が示されているか。 ・予約受付 ・利用者受付 ・告別・炉前・収骨 ・火葬炉運転（身体の一部等を含む） ・動物の火葬 ・待合室関連 |
| | イ ミス・トラブルの未然防止策やセルフモニタリングの提案 | | 物品販売の内容・方法について、利便性向上に効果的な提案が示されているか。 |
| | ウ 光熱水費や使用燃料の節約方法の提案 | 3点 | 遺骨取り違い防止など、運営上のミス・トラブルの予防対策について、効果的な提案が示されているか。 職員教育・研修について、具体的な提案が示されているか。 セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等について、効果的な提案が示されているか。 組合のモニタリングに対する支援・協力体制について、具体的な提案が示されているか。また、モニタリングを踏まえた業務改善方策について、効果的な提案が示されているか。 |
| 3. 事業計画に関する事項 | | 13点 | — |
| (1) 基本方針等 (4点) | ア 基本方針、実施体制等 | 4点 | 組合の事業目標を踏まえた基本方針について、適切に示されているか。また、構成員、協力企業の役割・関係性について適切な提案が示されているか。 |
| (2) 長期収支の安定性 (2点) | ア 資金調達計画・長期収支計画 | 1点 | 出資計画（資本金額、出資構成）について、適切な提案が示されているか。 |
| | | | 金融機関による融資について、適切な提案が示されているか。 |
| | イ 財務の健全性・安定性 | 1点 | 合理的かつ健全な長期収支計画について適切な提案が示されているか。 |
| 配当政策について、具体的な提案が示されているか。 | | | |
| | | | 資金管理方法について、適切な提案が示されているか。 |
| | | | 財務モニタリングについて、適切な提案が示されているか。 |
| | | | 資金不足発生時の対応策について、適切な提案が示されているか。 |

| 審査項目 | | 評価の視点 | 配点 | 評価のポイント |
|-----------------------|---|---------------------------------|-----|--|
| (3) リスク管理 (3点) | ア | リスク管理（方針・体制、潜在的リスクへの対応等）、保険の付保等 | 3点 | リスク管理体制について、具体的な提案が示されているか。 |
| | | | | 事業の特性を踏まえたリスクの認識及び対応策（回避・軽減、保有・移転）について、適切かつ具体的な提案が示されているか。 |
| | | | | 事業の特性を踏まえた保険付保について、適切な提案が示されているか。 |
| (4) 地域や社会への貢献 (4点) | ア | 地域経済・地域コミュニティへの貢献 | 4点 | 地域経済への貢献について、次の内容を検討し、具体的な提案が示されているか。 ・地元企業の有無（構成員、協力企業、下請・委託先・資材調達先） ・地元雇用（雇用数、条件など） ・地元発注予定（期間ごと） |
| | | | | 地域コミュニティへの対応について、具体的な提案が示されているか。 |
| 合計 | | | 70点 | — |